

穂積陳重の歴史法学

——進化論から文体論へ——

堅 田 剛

I 歴史法学と比較法学

時は1899（明治32）年の大晦日。所はドイツ帝国の首府ベルリン。街は新年と新世紀の到来を同時に迎えんとしていた。穂積陳重はその夜のことを振り返りつつ、のちにこう述べている。

「独逸国の俗、除夜都人士市街に出で、新年を迎ふ。第十九世紀の末年、余会ま伯林に在り。除夜、嘗て我法典起草の補助委員たりし仁井田・仁保・山田・志田の諸氏と相携へて『ウンテル、デン、リンデン』の大路に出で、群衆に交つて伯林大学の前に佇み、以て第二十世紀の来るを待つ。零時寺塔の鐘声新年を報ずるや、街頭の群衆大声歡呼して曰く『プロージット、ノイヤール』『プロージット、ノイヤールフンデルト』と、蓋し『新年を祝す』『新世紀を祝す』の義なり。余等之に和し、又『プロージット、ダス、ノイエ、ブルゲルリへ、ゲゼツブッフ』と叫んで、以て、独逸帝国新民法実施の第一瞬間を祝福せり¹⁾。」

1900（明治33）年の1月1日は、単なる新年の第一日でも新世紀の第一日でもなく、ドイツ民法施行の記念すべき日であった。周知のことながら、ドイツ

1) 穂積陳重「阪本・池田・津軽三氏訳独逸新民法論序」、『遺文集』第三冊、岩波書店、1934年、474頁。この序文は十年後の1909（明治42）年の大晦日に書かれた。松

民法典 (BGB) は歴史法学の所産であり、我が民法典はドイツ民法の副産物である。そして穂積陳重は日本民法典の起草委員であった。彼がベルリン大学の前で叫んだ「ダス、ノイエ、ブルゲレリへ、ゲゼツブッフ」とは、直接にはドイツ民法典に捧げられたにしても、それは同時に、みずから手がけた日本民法典を祝福する言葉であったにちがいない。

ドイツ民法は歴史法学の所産であるといったが、従来、穂積陳重とドイツ法学の関わりに触れることはあっても²⁾、彼の法学の全体をあえて〈歴史法学〉と呼ぶことはなかった。穂積の法学者としての出発点は、なんといってもイギリス法理学であって、ドイツ歴史法学ではないとされていたからである。だがその法理学にあきたりないものがあつたからこそ、若き穂積は留学先をイギリスからドイツに変更したのはなかったか。

穂積が文部省留学生としてイギリスに渡つたのは1876 (明治9) 年のことであるが、研鑽のかいあってわずか三年にしてミドル・テンプル法学院を首席で卒業している。だが本来ならこれで留学の目的は十分に果たしたはずなのに、彼はなおドイツでの勉学を願つた。

英国から文部省に上申した「独逸国へ転国ノ願書」には、留学先変更の五つの理由が列挙されている。その要点のみを挙げるが、①ドイツでもイギリス法の研究はできる、②比較法理を学ぶにはドイツ以上の国はない、③ドイツの法学部は最も整備されている、④法理はその法が実施されている国で学ぶ必要がある、⑤ドイツは公法も私法も折りしも改正の時期にあつている、の五つの理由である。穂積はさらに、英独両国の主な大学について法学教師の数や授業時間数の一覧表を作成し、とりわけベルリン大学の充実ぶりを強調している³⁾。

いくつか理由はあるにせよ、結局のところ、穂積の希望はドイツで比較法理学を学びたいというにつきる。やはり彼の言によれば、ドイツの法学部には必

尾敬一「穂積陳重」、潮見俊隆他編『日本の法学者』日本評論社、1974年、64頁参照。

2) 穂積重行「穂積陳重とドイツ法学」『法学協会雑誌』84巻5号、1967年、59頁以下参照。

3) 穂積陳重「独逸国へ転国ノ願書」、穂積重行『明治一法学者の出発——穂積陳重をめぐって——』岩波書店、1988年、384頁以下。

らず英法科と仏法科があるし、連邦国家として国の成り立ちそのものが比較法の素材を豊富に提供する。しかも1871（明治4）年によりやく国家統一をなして、当時のドイツはまさに法体系の全面的改訂作業の真っ只中であつた。こうした絶好の機会に、法学者の食指が動かないはずはない。

ところで、穂積によってドイツ留学の目的とされた「比較法理学」とはなんであり、それはイギリスで学んだ「分析法理学」や「沿革法理学」といかなる関係にあつたのだろうか。三つの法理学の連関を問うことは、転国の五つの理由には現われない、ドイツ留学の内的必然性を明らかにすることにもなるはずである。

まず三者に共通する法理学なる用語であるが、その意義は『法窓夜話』において穂積自身により説明されている。すなわち、帰国後、法科大学ではじめて法の基礎理論を講ずるにあたり、学科の名称として「法哲学」を避けて、「法理学」を選んだというのである⁴⁾。彼がオランダ語の *Naturregt*（自然法）やドイツ語の *Rechtsphilosophie*（法哲学）にまつわる形而上学的傾向を嫌つたということをも勘案すれば、法理学は英語の *Jurisprudence* の訳語と推測することができる。

さらに穂積は、「如何なる学派の人がこの学科を受持っても差支ない名称」として、「法理学」には特定の学的立場は反映されていないと弁明する。だが問題はそれほど単純ではない。彼はイギリスで二つの法理学に接し、のちにはドイツ的な法学に関心を向けることになるからである。その二つの法理学とは、ジョン・オースティンの「分析法理学」(*analytical jurisprudence*)とヘンリー・メインの「沿革法理学」(*historical jurisprudence*)であつた。

「一千八百六十一年は、『メーン』氏が英国に於て沿革法理学の旗揚げをなしたる年紀なり。氏は、同年の春、有名なる『古代法』(*Ancient Law*)を著はして、従来の法理学研究法に一大変動を生ずるの端緒を啓けり。是より先き英国に於ては、『オースチン』派の分析法理学独り勢力を専らにせしが、『メ

4) 穂積陳重『法窓夜話』岩波文庫、1980年、175頁以下。穂積重行、前掲書、270頁以下参照。

ーン』氏の歴史学派起るに及びて、英国の法理学稍々完きを得るに至れり。『オースチン』氏の分析法理学は解剖学の如く、『メーン』氏の沿革法理学は生理学に似たり。解剖、生理相伴うて始めて人体の理を究むるを得べく、分析法理学、沿革法理学互に相扶けて始めて法理を明かならしむるを得べし⁵⁾。」

法の解剖学たる分析法理学と法の生理学たる沿革法理学、穂積重行によれば「論理」と「歴史」は、陳重においてけっして二者択一的なものではなかった⁶⁾。しかしながら陳重の関心は、オースティンの論理よりはメインの歴史のほうにあったし、さらにこのメインを介してしだいにドイツ歴史法学へと移っていく⁷⁾。ちょうどメインがドイツに留学してサヴィニー法学に学んだように、穂積もまた歴史法学の本場ドイツへの転国を望んだのである。

穂積が目指したのはベルリン大学であるけれども、彼を聴講生として迎えた1880(明治13)年当時、学長はゲオルク・ペーゼラー、法学部長はハイノリッヒ・ブルンナーであった。いずれも歴史法学派に属する著名なゲルマン法学者である。穂積はペーゼラーの講義は取れなかったようであるが、ブルンナーのドイツ民法を聴いている⁸⁾。

さて転国の理由とされた「比較法理学」であるが、穂積の場合、これは端的に<歴史法学>を指すものと解すべきである。もちろん、歴史法学は通時的で

-
- 5) 穂積陳重『「サー・ヘンリー・メーン」氏の小伝』、『遺文集』第二冊、1932年、19頁以下。穂積重行、前掲書、326頁以下。福島正夫「兄弟穂積博士と家族制度——明治民法の制定と関連して——」、『法学協会雑誌』96巻9号、1979年、8頁、注(7)参照。
- 6) 穂積重行、前掲書、327頁。論理と歴史の統一は、サヴィニーにおいても生涯の難問であった。彼は歴史法学の創始者であるけれども、その歴史的方法のちには体系的方法のうちに包摂されてしまったからだ。ドイツの歴史法学の実際は、歴史から論理へ、換言すれば、本来の歴史法学から概念法学へと変質した。ところがメインの提唱したイギリスの歴史法学は、分析法学のあとを受けて、ドイツとは逆にいわば論理から歴史に目を転じたものなのである。ここにはドイツとイギリスの両法学間の奇妙なねじれ現象がみられる。
- 7) 末広敏太郎は、穂積におけるメインの影響と、法理学・法史学・比較法学の密接な関係について指摘している。『日本の法学——回顧と展望——』日本評論社、1950年、127頁以下。「独逸沿革法理学派」つまり歴史法学派につき、穂積陳重「法律進化主義」、『遺文集』第一冊、1932年、473頁以下。
- 8) 穂積重行、前掲書、240頁、229頁以下参照。

あり、比較法学は共時的ではあるが、前者を縦の比較、後者を横の比較とみれば、歴史法学は比較法学の一種とすることもできよう。けれども、そもそも法制度の比較を除外した歴史法学などはありえないのであって、この意味では、比較法学こそ歴史法学の一種としてもさしつかえない⁹⁾。

穂積自身はといえば、法理学の沿革を、宗教法学派—自然法学派—心理法学派—比較法学派—分析法学派—歴史法学派、と歴史的に略述したうえで、〈歴史法学〉を広く捉えて、以下のように解説している。

「而して近世に至り、特に法理学に一大変動を為さしめたるは歴史法学派なり。抑も歴史法学は、『ドイツ』の碩学『サヴィニー』氏はが始祖たり。其後『ヒューゴー』『ガンズ』の諸氏を始めとし、仏国の『ラブレール』氏『クーランジ』氏英国の『メキン』氏米国の『ホルム』氏等の諸大家輩出し、近世此学派を以て最も勢力ある者とせり¹⁰⁾。」

すなわち、穂積は歴史法学をサヴィニーに始まるとしながらも、これを狭く限定することなく、メインの沿革法理学やガンズの比較法学をも包摂する法の史学と理解している。メインの沿革法理学はスペンサーの社会進化論につながるし、ガンズはヘーゲルの法哲学と歴史哲学を総合してサヴィニーの手ごわい論敵となった。穂積は〈歴史法学〉の枠組みをこのように多彩な法学にまで広げたいうえで、ここに立脚して「法の進化」を論じるのである。

穂積の法学を分析法理学から引き離し、さらに沿革法理学のみならず比較法理学までも〈歴史法学〉に組み込んでしまうのは、あるいは強引にすぎるかもしれない。しかしながら、彼の法学の全体像を整理する枠組みとして、イギリス流の「法理学」だけではいかにも狭いことも率直に認めねばなるまい。穂積の最大の著作は『法律進化論』であるけれども、その眼目は単線的な法の「進

9) 穂積陳重は、歴史法学の始祖としてサヴィニー、比較法学の始祖としてモンテスキューの名を挙げたいうえで、両学派の共通の開祖をライプニッツとしている。『法窓夜話』246頁以下。

10) 穂積陳重『『スペンサー』氏の法理学に対する功績』、『遺文集』第一冊、611頁以下。

化」論よりも、多様な法の「文体」論である。しかも意外に思えようが、法の文体への着目こそが、実はドイツ歴史法学の中心的な成果であった。

このことは次節以下において詳しく述べる。ここでは穂積がいかに歴史法学を意識していたか、その傍証となるエピソードを挙げておこう。それはまたしても大晦日の出来事である。冒頭に紹介したベルリンの大晦日のちょうど一年後、つまり1900（明治33）年12月31日の夜、穂積家の茶の間で陳重は妻子を前に戯れに一句をものしたという。それはみずからを歴史法学の徒と任じ、その延長線上に自前の法学を樹立しようとの心意気を歌ったものである。

「十九世紀ザビニーありき 二十世紀には穂積ありきとうたわれんと欲す¹¹⁾」

穂積陳重は、二十世紀のサヴィニーたらんとした。メインではなくサヴィニー、イギリスではなくドイツである。彼のこうした思想的変遷に目を向けるかぎり、イギリス法理学の成果とされる『法律進化論』も、むしろドイツ歴史法学の所産として、つまりは法典編纂作業にもつながる自前の法学構築の一環として、従来とは別様に読むことが可能となるはずである。

II 法の進化論

『法律進化論』は穂積陳重の主著であり、文字どおりのライフ・ワークであった。留学以来、彼は実に五十年にわたって構想を温めつづけたが、その間に枢密院議長を拝命するなど公務の多忙もあり、生前に完成をみることはついにできなかった¹²⁾。

この未完の著書の思想史的価値について検討するまえに、まずはその骨格の

11) 穂積重行『穂積歌子日記1890—1906——明治—法学者の周辺——』みすず書房、1989年、586頁。同『明治—法学者の出發——穂積陳重をめぐる——』335頁以下参照。

12) 穂積重遠「序」、穂積陳重『法律進化論』第三冊、岩波書店、1927年、2頁以下。穂積重遠「著者としての穂積陳重」『改造』9巻1・2号、1927年、74頁以下。福島正夫「解説」、『法窓夜話』403頁参照。

みを示しておこう¹³⁾。

- 第一部 法原論
 - 上巻 原形論
 - 第一編 無形法
 - 第二編 成形法
 - 第三編 法の認識
 - 中巻 原質論
 - 下巻 原力論
- 第二部 法勢論
 - 上巻 発達論
 - 中巻 継受論
 - 下巻 統一論

みられるように二部六巻からなる構成だが、穂積はこれを各巻二冊ずつ計十二冊本の形で刊行するつもりであった。一冊五百頁としても、総計で六千頁にもおよぶ大著となる。もっとも、陳重が実際に出版しえたのは、上の計画のうち「原形論」の二冊のみであり、長男の重遠が遺稿を整理して公にした「原質論」前篇を加えても、日の目をみたのはわずかに三冊にすぎない。

未完の書物である以上、『法律進化論』の全貌を詳らかにすることはできないものの、第一冊冒頭の総論および第三冊所収の緒言を手がかりに、内容につきある程度の見通しを立てることは可能である。

それによれば、穂積陳重は法律進化論全体を「法律動学」(legal dynamics)と位置づけたうえで、これを法原論と法勢論の二部門に分け、それぞれ法現象の発生の状態および変遷の理法を解明するものと述べている。さらに第一部法原論のうち、原形論は法の多様な形態、原質論は法の基礎となる諸規範、原力論は法を支える社会力について論じる。そして第二部法勢論では、発達論と継

13) 松尾「穂積陳重の法理学」『神戸法学雑誌』17巻3号、1967年、23頁以下参照。

受論と統一論によって、法の進化を国民性などの内因、外国法などの外因、および世界共通法の視点から論じる予定であった。

「動学」「現象」「理法」、それになによりも「進化」という用語をみるかぎり、『法律進化論』はいかにも経験主義的な科学理論に立脚しているようにみえる。実際、穂積は第一の留学先たるイギリスで、オースティンやメインのほかにも、ダーウィンの生物進化論やスペンサーの社会進化論、さらにはベンサム功利主義から強い影響を受けていた。「法律学は社会学の一部なり。社会学は生物学の一部なり」とは穂積の確信するところであったが、たしかにこの言い方には、生物の進化と社会の進化の延長線上に法の進化を発見せんとする意図がみてとれる¹⁴⁾。

ついでながら、穂積の座右銘はニュートンの「常にそれを思ふによつて」(By always thinking unto them) であった。重遠の証言によれば、陳重はこの銘を自身で色紙に書いて小さな衝立にはめ込み、書斎の仕事机の上に飾っておいた¹⁵⁾。『法律進化論』をなんとか完成させたいとの決意の表われであったという。陳重はニュートンに自分をなぞらえながら、五十年ものあいだ法の進化について考えつづけ、資料を集めては少しずつ原稿を書きためていったのである。

このような事情はともかく、標題からいっても、『法律進化論』と進化論の密接な関係を疑がう者は誰もいなかった。しかしながら、『法律進化論』は本当に進化論的な研究なのだろうか。というのも、刊行された第一冊から第三冊までに関するかぎり、この大部の書物のどこをみても、進化論への積極的な言及は認められないからである。

奇妙なことに、『法律進化論』において進化論そのものへの言及がないことは実に徹底しており、生存競争や自然淘汰といった進化論の用語はいっさい用いられていないし、ダーウィンやスペンサーの名前さえ実質的には一か所ずつしか登場しない。彼らの名前は、第三冊の婚姻のタブーに関してようやく見出

14) 穂積陳重「法律学の革命」、『遺文集』第二冊、85頁。長尾龍一「穂積陳重の法進化論」、同『日本法思想史研究』創文社、1981年、57頁参照。

15) 『法律進化論』第三冊には、座右銘の写真が掲げられている。

すことができるが、ともにさほど重要な部分ではない。

たとえばスペンサーだが、外婚の習俗は近親婚を避けるためだとのモルガンの説を補強するために、その名前だけが挙げられているにすぎない。そしてダーウィンはといえば、原始社会の性的混交状態を否認する、いわゆる「嫉妬説」の提唱者の役割をしか与えられてはいないのである¹⁶⁾。

進化論的用語がみられないといったが、正確を期すならば、『法律進化論』第二部の構想に際して、実は「進化」という語が何度か出てくる個所がある。それは次のとおりである。

「第二部法勢論中、発達論は法の内因的進化即ち人種、民性、地勢、政体、宗教、徳教、輿論等の如き其法境中に自発内在する原因に基く法の進化を論ぜんとし、継受論は、法の外因的進化、即ち外民との触接に起因する外法の模倣、採択、及外国学説の立法、裁判等に及ぼす影響を論ぜんとし、統一論は、法の世界的進化即ち法は文化の上進に随つて常に世界化せらるゝ傾向を有し、各国民は竟に自国特有法と世界共通法とに依つて支配せらるゝに至ることを論ぜんとするものである¹⁷⁾」。

これに先立ち、穂積は『法律進化論』全体の意図を、「法現象進化の理法を研究する」ものと要約している。だが進化の理法にせよ、内因的進化・外因的進化・世界的進化にせよ、それ以上の説明が加えられているわけでもなく、せつかくの「進化」なる用語も、彼自身が用いている「変遷」や「発達」という語に置き換えてもなんらさしつかえない、といった程度のものでしかないのである。

もっとも、ダーウィンやスペンサー的な進化論とまではいえないにせよ、穂積の法律進化論が単線的な発達史観に多くを依拠していることは否定できない。たとえば長尾龍一は「穂積陳重の法進化論」においてこの点を指摘し、穂積による法制度の叙述はつねに三つか四つの段階説であることを指摘している。

16) 同書、186頁、189頁。

17) 同書、1頁以下。

長尾は穂積による発展段階説を一覧表にしてその視覚化を試みたうえで、これを「身分より契約へ」のメイン的図式と呼んだ¹⁸⁾。長尾の表に若干の手直しをしつつ、以下に穂積陳重の段階図式のうち主なるものを提示してみよう。

結婚者の数

酋族共同婚→数夫一婦婚→一夫数婦婚→一夫一婦婚¹⁹⁾

婚姻の方法

掠奪婚→売買婚→贈与婚→共諾婚²⁰⁾

離婚法

自由離婚→離婚禁止→制限離婚→自由離婚²¹⁾

相続法

祭祀相続→身分相続→財産相続²²⁾

婦人の財産

婦一主義→嫁資主義→共通主義→別産主義²³⁾

養子制

祭祀継承養子→家督相続養子→財産相続養子→保護収養²⁴⁾

厳密に言えば、ここに掲げた発達史観はいまだ著書としての『法律進化論』に収められたものではない。段階説を例示するのが目的であるから、各々について立ち入って述べることはしないけれども、これらはすべて『遺文集』からの引用であって、生前の穂積が単独の論文や講演という形で論じたものなのである。もちろん、彼はこれらを文字どおり切り貼りしては推敲を重ねつつ²⁵⁾、

18) 長尾, 前掲論文, 62頁以下。他に, 松尾, 前掲論文, 7頁以下。利谷信義「戦前の『法社会学』」, 川島武宜編『法社会学講座』第二卷, 岩波書店, 1972年, 189頁参照。

19) 穂積陳重「婚姻法論綱」, 『遺文集』第一冊, 109頁。

20) 同書, 119頁。

21) 同「婚姻法比較論」, 同書, 398頁, 392頁。

22) 同「相続法三変」, 『遺文集』第二冊, 12頁以下。

23) 同「婦人の財産」, 同書, 143頁。

24) 同「養子正否論」, 同書, 五九七頁。cf., Hozumi, The New Japanese Civil Code, as Material for the Study of Comparative Jurisprudence, Maruzen, 1904, p. 117.

25) 穂積陳重「序」, 穂積陳重『法律進化論』第三冊, 10頁参照。なお所載の自筆原稿

『法律進化論』の体系に組み入れていくつもりであった。内容からしてここに挙げた諸制度の変遷は、おそらく同書の第四冊、つまり原質論の第三編「習俗規範」のなかに位置づけられるべきものであろう²⁶⁾。だがそうだととしても、穂積の筆はついに進化の理法を説くところまでは到達しなかったのではないだろうか。

そもそも〈法の進化〉を論じるには、法制度の変遷を図式的に跡づけるだけでは足りない。変遷を必然とする法則の解明がなされねばならないからである。けれども穂積が現実になしえたのは、ほとんど理由を示すことなく、法制度の単線的かつ直線的な発展段階を描き、これに我が国の現状を当てはめることのみであった。こうした事情は、『遺文集』に集められた関連論文についてはもとより、「法律進化論叢」と題して死後に刊行された四冊の単行本についてみても基本的には同様である。

すなわち、『神権説と民約説』『祭祀及礼と法律』『慣習と法律』『復讐と法律』の四冊であるが、これらもまたきわめて詳細な研究ノートであるけれども、いまだ進化の法則を発見するまでにはいたっていない。結局のところ、穂積の研究は『法律進化論』第一部「法原論」の域を出ていないのであって、第二部「法勢論」には届かなかったのではあるまいか。換言すれば、彼は多様な法現象の歴史的な研究はなしえても、その変遷の原理には迫れなかった。『法律進化論』の第二部は、穂積の寿命とは関わりなく、永遠に書かれざる書物であったとせねばならないのである。

誤解のないように付け加えておくと、法進化の法則が提示されていないからといって、『法律進化論』やこれに集約されるべき研究の価値を否認しようとするのではない。そうではなくて、『法律進化論』の真価は、むしろ進化論以外のところにあることを明らかにしたいのである。それは進化論や発展段階説というとき、その前提としてあるような一元的な価値観ではなく、むしろ多様

写真をみよ。

26) 穂積陳重『法律進化論』第三冊、2頁。原質論は「信仰規範」「徳義規範」「習俗規範」の三編が予定されていた。既刊の第三冊には、そのうち信仰規範編の一部『「タブー」と法律』のみが収録されている。

性をそれとして認める複眼的な視点である。次に掲げる穂積の言葉は、法の進化を語りながら、実はそれとは異なった読み方を可能にするように思われる。

「法現象は、国境、民族、人種等に依つて其体様を異にするのみならず、同国、同民族、同人種中に於ても、之が普遍性を認識して其理法を究めることは決して容易でない。況んや其動勢に於て、古今に亘り、東西に通じて千態万様な法現象を概観通察して、其中から進化の理法を抽出しようとするのは、難中の難事であることは、何人も之を否認することの出来ない所であらう²⁷⁾。」

もちろん、にもかかわらず法現象の普遍性を認識し進化の理法を抽出することはできる、と穂積はつづけている。だがそれが現実になかなかたこともすでに述べた。法現象の多様性を叙述するのが『法律進化論』第一部の目的であったとすれば、それは充分になされたが、進化の理法を記述すべき第二部はついに完成されなかったからである。その結果、公刊されたかぎりでの『法律進化論』は、国家・民族・人種によって異なり、また同一の国家・民族・人種によっても変遷する、多様な法の羅列に留まっている。この意味で、同書は<法の進化論>ではなく、法の比較的=歴史的研究と呼ぶしかないものなのである²⁸⁾。

当初の計画が未完に終わったことに乗じて、このような物言いをすることは、穂積にとって不本意ではあるだろう。だが彼が古今東西のまことに多様な法現象を未整理のままに提示してくれたことこそが、皮肉でもなんでもなく、『法律進化論』の最大の功績といえるのである。同様の意味で、この本はヤープ・グリムの『ドイツ法古事誌』にも匹敵する、いやあるいはこれを構想において超えるかもしれない貴重な史料集である。

27) 『法律進化論』第一冊、1924年、6頁。

28) 穂積重行によれば、陳重の法律進化論は「法律」進化論であって、生存競争・優勝劣敗・適者生存・自然淘汰といった進化論的概念を用いたとしても、それは論理の軸ではなく、歴史法学および比較法学こそが彼の立場であった。穂積重行「穂積陳重とドイツ法学」74頁。同「比較法学と穂積陳重」『比較法学』21巻1号、1987年、170頁以下。陳重自身も、「進化主義法律学」は実は歴史法学=比較法学にはかならないことを示唆している。穂積陳重「法律学の革命」86頁。

穂積はこうもいっている。すなわち、「法律進化論は此可能性を前提とし、各民族の各時代に於ける既知の法現象を資料とし、且つ人類学、考古学、社会学、心理学、史学、言語学等の援助を借り、動勢に於ける法現象を対象として之が進化の理法を求めんとするものである」と²⁹⁾。これもまた最後の部分を括弧に入れて読めば、『法律進化論』の壮大な構想を論じたものと解することができる。

こうして『法律進化論』は、古今東西の多様な法現象を、人類学から言語学におよぶ学的方法において捉えた、総合的の学問として再生する。もとより、その中核をなすのが法の比較的＝歴史的研究であることは、あらためていうまでもないだろう。

そして、『法律進化論』の最大の成果は、<法の進化論>などではなく<法の文体論>である。法の文体を論じる穂積の筆は最も生き生きとしており、しかもそれは法の歴史を語るかのようでありながら、明らかに法の現在を意識している。なぜなら彼にとって、法の文体は法典編纂の諸問題に直結していたからである。

III 法の文体論

妙な言い方をしようだが、『法律進化論』に展開されているのは<法の進化論>ではない。あえて標題そのものと穂積自身の意図さえも無視していえば、この書物の最大の成果は<法の文体論>を提示したことにあるからだ。さらにいうならば、『法律進化論』の全体は、法の文体をめぐる比較的＝歴史的研究として読み直すことができるからである³⁰⁾。

『法律進化論』の構成については、前節でその概要を示しておいた。すなわち「法の文体」は、第一部法原論—上巻原形論—第三編法の認識のうち、第六章に位置づけられる。またこの部分は『法律進化論』第二冊に収められ、300

29) 同書、7頁。福島「解説」、『法窓夜話』418頁参照。

30) 穂積陳重における法の文体論への言及として、福島「解説」、『統法窓夜話』岩波文庫、1980年、368頁以下参照。

頁から427頁までを占めている。その内容は、本邦法文体の民衆化、イギリス法文体の民衆化、ドイツ法文体の変態進化、の三節からなる。

このかぎりでは、穂積のねらいが法の文体の民衆化ないし国民化にあることは明らかである。留学先のイギリスとドイツに範を求めながら、法律が民衆に理解できる平易な言葉で書かれるべきことを主張する彼の態度は、民法典論争時の立場や『法典論』にもつうじるものである。

ところが、それとして貴重な問題提起ではあるけれども、穂積による〈法の文体論〉は実はこれに尽きるものではない。原形論の第三編のみをみても、法の文体を論じる前提として、潜勢法から公布法にいたる法の認識の歴史的段階が述べられているし、それは第一編の無形法や第二編の成形法とも深い内的関連を有している。要するに、原形論のすべてが法の文体と関わっていそうなのだ。ここで説明の便宜上、原形論の見取り図を掲げておこう。これは前節で紹介した『法律進化論』の構成のうち、第一部上巻部分の拡大図に相当する。

第一編 無形法

第一章 緒論

第二章 潜勢法

第三章 規範法

第四章 記憶法

第二編 成形法

第一章 法態変化

第二章 絵画法

第三章 文字法

第三編 法の認識

第一章 法の公知

第二章 第一期, 潜勢法時代

第三章 第二期, 秘密法時代

第四章 第三期, 頒布法時代

第五章 第四期, 公布法時代

第六章 法の文体

第七章 結論

すでに述べたように、原形論は法の多様な形態を論じるのが目的であった。穂積はこれを時間軸に沿って配列し、無形の法が形を得て公に認識されるにいたる、法の生成の歴史として展開している。法が最も効率よく公知されるためには、それが文字で書かれて国家の手で公布されねばならない。この意味で、法の生成の歴史とは法の実定化の過程にほかならない。

法の実定性概念のもと、抽象的法が国家により成文化される論理的＝歴史的な必然性を説いたのはヘーゲルを嚆矢とする。穂積による法の原形論がヘーゲル法哲学の方法に学んだとまではいえないにせよ、両者の問題意識は明らかに重なっている。もっとも、ヘーゲルは法の実定性の要素にその歴史性を挙げながら、法の歴史について充分な考察をおこなうことはなかった。むしろこの作業はサヴィニーら歴史法学派のほとんど独壇場であったといえる。のちに述べるが、とりわけ記憶法や絵画法への着目は、穂積を歴史法学派にいつそう接近させるはずである。

ところで、穂積のいう原形論は、「記憶法」(第一編第四章)、「絵画法」(第二編第二章)、「文字法」(同第三章)の、三つの法を核にして再構成することができる。なぜならば、記憶法とは詩歌の形をとった法であるが、だとすればこれは絵画や文字の形を選んだ法とともに、いずれも法を表現する形式、つまりは〈法の文体〉の多様性として整理することができるからである。以下ではこの点に立ち入って論じてみたい。

まず無形法が成形法になる必然性につき、穂積は第一編の緒論において次のような記号論的説明をおこなっている。

「法は力であるから、其元質の無形なることは素より云ふを俟たぬ所である。然し乍ら、恰も物理的『エネルギー』の働を公式、図解、数字又は記号等を以て表示し得るが如く、法なる力の働も、亦之を符号、図画、文字等に書き現わし得るものである。言葉を換へて之を云へば、法なる無形の力に法

形を与えることが出来るものである。茲に法形と称するは視官に依つて法力の一定の働を認識し得べき記号を指すものである³¹⁾。」

物理的エネルギーと法的力の類比が適切であるかどうかはともかく、無形の法は符号・図画・文字などによって有形化する、というのが穂積の主張するところである。ここでは視覚による法の認識のみを述べているかにみえるが、彼は聴覚をつうじての認識をも排除することはない。それどころか、法を聞くことは法を見ることに先行したとするほどののだ。

すなわち、潜勢法が規範法として現われるためには記憶法の段階を経ねばならなかったのだが、これが第一編の内容である。穂積によれば、「潜勢法」とは可能態としての法であり、「規範法」とは現実態としての法である。とはいへ規範法もいまだ完全に現実化した法ということはできず、成文の法典が登場するまでの過渡的な形態にすぎない。信仰・徳義・習俗という形式による規範法は成文法にとっての「原質」に留まり、これは諸々の社会力たる「原力」によって成文化される。もっとも原質論と原力論は、第二部を構成すべき法勢論とともに、穂積の死によって未完のままに終わったのではあるが。

さて、潜勢法に規範法の形を与える「記憶法」とはなにか。これは記憶された法であり、また記憶する方法でもある。ここでは法を忘れないための手段が、そのまま法となっているからである。

「記憶法の客体を整へるとは法規の姿態を整へて記憶暗誦に容易ならしめる事である。或は其音調を整へ、或は其声律を正しくし、或は其語態を荘重にし、或は其意義を平明にして、感情を刺激し、興味を促起する等の事を以て、深く脳底に印銘し、滑かに口頭に唱へ得るものとし、之に依つて法規の保存を長年月に期するものである。故に原始的法規は、或は之を格言と為し、或は之を俚諺に作り、或は又之を詩に賦し、歌に詠じ、又或は之を韻文に作つて、其記誦に便ならしめたものである。是れ記憶法の客体に句体法、

31) 『法律進化論』第一冊、9頁以下。

32) 同書、271頁。

詩体法、韻文法等の形態ある所以である³³⁾。」

潜勢法は、祭司・長老・語部といった特定の主体による記憶および暗誦をつうじて、規範法としての姿を現わす。記憶を確実にするためには、法を表現する「音調」「声律」「語態」が整えられていなければならない。こうして句体法・詩体法・韻文法の形態が発達したという。句体法は格言や俚諺、詩体法は詩歌、韻文法は韻文の形をとった法のことである。

穂積は句体法としていわゆる法諺 (Rechtsspruchwort) を考えている。その例は中世のドイツに豊富であるが、彼にならっていくつかを紹介してみよう。すなわち、慣習の法的効力についての “Gute Gewohnheit, gut Recht” (善習は善法)、相続に関する “Sterben macht Erben” (死あれば嗣あり)、裁判手続をめぐる “Sehen geht über Hoeren” (百聞は一見にしかず)、といった類いのものであるが、いずれも短い句でもって法を表わしている³³⁾。

句体法も十分に短い法ではあるけれども、実は語体法とも呼ぶべき最も短い法があることを穂積はさすがに見逃していない。それは一つの言葉がすでに法的意義を担っている「法的象徴」(Rechtssymbol)のことである。法的象徴とは日常的意味と法的意味を二重に帯びた言葉であるが、これもドイツの古法に範を求めるならば、“Schwert” (剣=男系の親族)、“Spindel” (紡錘=女系の親族)をはじめとして、“Knie” (膝=子)、“Enkel” (孫=孫)などを見出すことができる³⁴⁾。

ところで、法的象徴を説明するに際して、穂積はサヴィニー、アーノルト、ギールケとともに、ヤーコブ・グリムの文献を挙げている。いうまでもなく歴史法学派の面々であるが、その筆頭にはグリムの名をこそ記すべきであったらう。グリムの「法詩論」は、法的象徴についての最初の本格的な研究であり、それにはサヴィニーの示唆があったとはいえ、アーノルトやギールケのゲルマン法研究にはるかに先立つ業績であるからだ。容易に推測できるように、法的象徴は句体法のみならず、詩体法と韻文法の要素でもある。そしてこれらについても、穂積はグリムの業績に大いに注目することになる。

33) 同書、317頁以下。『続法窓夜話』207頁以下。

34) 『法律進化論』第一冊、321頁、322頁以下。『続法窓夜話』213頁以下。

たとえば詩体法を説明するに際して、穂積はグリムを引き合いに出しながら次のように述べている。

「『ドイツ』に於ける考古学及博言学の始祖と称せらるゝ『ヤコブ、グリム』(Jacob Grimm) は夙に法と詩との間に密接なる関係有る事に注目し、一八一六年に『歴史法学雑誌』(Zeitschrift fuer geschichtliche Rechtswissenschaft. II. Bd.) に『法に於ける詩』(Poesie im Recht)と題する論文を寄せて、両者の関係を詳論した³⁵⁾。」

穂積はこれにつづけて、古代社会では法的言語と詩的言語が同一であったこと、法律家と詩人も同一人であったこと、最古の法は音節を付した詩であったこと、をグリムの説として要約している。

とはいえ、穂積はグリムの要約に留まっているわけではない。彼は明治の初期に制定された警察犯処罰令たる「違式註違条例」に関して、民間に流布したある俚謡を紹介する。これは題して「新版違式さとしとせぶし」と称する数え歌で、「一ツトセ 人とこの世に生れてはイシキカイをおかすなよ、コノ九十ヶ条／二ツトセ 二タからならべて人力をひくなのこととは太政官。コノ御改正。……」といったものであるけれど³⁶⁾。

さて韻文法だが、穂積はこれを詩体法と散文法の間中に位置づける。韻を踏む形式そのものは句体法にも詩体法にも採用されているのだから、とくに「韻文法」を区別する必要はないとも思えるが、前二者はいまだ私的な法表現であるのに対して、韻文法はすでに法の公的な周知手段となっている。詩体法と散文法の間とは、法を記憶させる仕方が私的なものから公的なものになる過程と捉えるべきであろう。

実際、穂積が韻文法の例として挙げるローマの十二表法などは、すでに慣習法の域を越えて実定法化もしくは成文化された法である。そしてこれは詩体法の名残を残しつつ、より洗練された韻文で構成されていた。たとえば第三表

35) 『法律進化論』第一冊、345頁以下。「詩体法」、『遺文集』第三冊、497頁。

36) 『法律進化論』第一冊、355頁。なお前頁とのあいだに挿入された写真版をみよ。

の負債者拘留の規定は、第一、第四、第五の句が“to”の隔句脚韻を踏み、第二句と第三句は“it”の連句脚韻を踏んでいる³⁷⁾。

“Si volet suo vivito.
Ni suo vivit,
qui eum vinctum habebit,
Libras farris endo dies dato.
Si volet plus dato.”

(もし望むならば被拘留者は食料を自弁することができる。もし自弁せざるときは、拘留者は毎日一リーブラの小麦を与えるべし。もし望むならばそれ以上を与えるべし。)

以上はいまだ無形法に属する法であるが、成形法で面白いのは「絵画法」である。これは必ずしも象形文字による法ではなく、むしろ「文字法」が成立していることを前提として、文字の読めない民衆のために、絵画によってその内容を知らせるべくなされた法表現である。

穂積が例示する絵画法は、前に挙げた違式註違条例の図解や古代ローマの裁判壁画などである。それぞれ処罰される行為や、犯罪者が逮捕されて裁判に付されるまでの過程が描かれている³⁸⁾。あるいはここで言及されていないが、中世ドイツのザクセンシュピーゲル絵解写本をこれに加えることもできよう。

このように句体法から絵画法にいたる多様な法をみると、格言・詩歌・韻文・絵画といった非文字的な媒体も、けっして文字に劣らぬ表現手段であることがわかる。穂積が法の文体を論じるのは直接には文字法についてではあるが、しかし彼は非文字的な媒体についてそれらを法の「軀体」と呼んでいる。あえていえば、法の文体論はそうした裾野をもつことを強く示唆しているのである。

37) 同書、360頁以下。『続法窓夜話』215頁以下。佐藤篤士『Lex XII Tabularum』早稲田大学比較法研究所、1969年、54頁以下参照。

38) 『法律進化論』第二冊、1924年、6頁以下、26頁以下。

IV 法典論と文体論

法の表現が絵画から文字に移るといっても、文字法がただちに成文法というわけではない。穂積は例によって文字法の時代を三期に分け、これを私文書時代・公文書時代・成文法時代と名づける。

私文書時代においては法そのものはいまだ無形法であって、権力者は法の記憶をより確かな記録とすべくその覚書を作成した。公文書時代においても法の実質は慣習であり、ただ公権がその文書化をおこなったにすぎない。私文書と公文書の違いはあるにせよ、これらはいずれも法の記録に留まり法そのものではない。成文法の時代にいたって、「始めて文字、文章が法規の体軀を構成するに至つた」のである³⁹⁾。

文字と文章が法の「体軀」を構成する、との見解に着目したい。これだけでは平凡な記述に終わるとしても、前節でみてきたように、穂積の場合、法の体軀を構成するのは単に文字だけではなく、格言も詩歌も、絵画さえも、ひとしく法の体軀となりうるのであった。格言と詩歌については、まさに「句体法」や「詩体法」なる言い方がこのことをよく示している。また絵画法についても、彼は次のような興味深い言明をおこなっている。

「故に絵画法には絵画発布法と絵画解説法との二種がある。前者は絵画に依つて発布すること、宛も成文法を文書に依つて発布するが如く、文字が法規の軀体を成すと同様に絵画は法規の軀体を成すものである。故に其法規は絵画の公示と同時に成形法として成立するものである。後者は絵画が文書法の内容を解説するに止まるものであるから、絵画それ自身が法の本体を成すものではなく、文字より成る軀体の肢体である⁴⁰⁾。」

直接には二種の絵画法について述べた個所であるが、ここではその区別には

39) 同書, 31頁以下。

40) 同書, 4頁以下。

立ち入らない。問題にしたいのは、穂積にみられる法の「躯体」への執着である。先に文字法に関して引用した個所では、法の「体軀」が論じられていた。右に引用した個所の最後には、絵画解説法に即して、絵画は法の本体ではなく軀体としての文字の肢体をなす、というふうに法の「体」がくりかえし登場する。

結局のところ、穂積の関心はもっぱら法を表現する媒体に向けられているのだ。このかぎりでは、格言であれ詩歌であれ絵画であれ、それは文字や文章とまったく同等の資格で法表現の媒体と呼ぶことができる。これらを通常より広い意味で法の〈文体〉と名づけ、これを軸に『法律進化論』を読むことは十分に可能なのである。

穂積陳重の『法律進化論』第三編は、法の認識と題して、法が公知されるにいたる歴史的段階を提示する。その第一期は潜勢法時代、第二期は秘密法時代、第三期は頒布法時代、そして第四期が公布法時代である。これを法の認識の観点からみれば、それぞれ知識不能時代・知識禁止時代・知識許可時代・知識要求時代ということになる。なぜなら、第一期は法が潜在的にしか存在しないので民衆には知りようがなく、第二期は法は特権階級と特定の記憶者に専有され、第三期は国家機関のみが法を知っており、ようやく第四期になって民衆も法を知ることができるからだ。というよりも、最後の第四期は、法諺に「法の不知は免さず」(Ignorantia juris non excusat)とあるとおり、むしろ民衆は当然に法を知るものと看做される時代なのである⁴¹⁾。

しかなしながら、公布法以前において、はたして民衆は本当に法を知らなかったのだろうか。たしかに公的な形式によっては法を知らなかったといえるにしても、あるいは私的な仕方では今日におけるよりも容易に法を知りえたのではあるまいか。「記録」としての成文法もしくは成形法にくらべて、「記憶」としての不文法もしくは無形法は、ことがらの性質上、実証性において劣ることは否定できない。だが格言や詩歌や絵画による法表現の豊富な実例は、かえって成文法よりも生き生きとした法の姿を浮かび上がらせる。ここで生ける法とい

41) 同書、73頁、69頁。『統法窓夜話』218頁以下。

うのは、民衆の生活に融け込み、そのゆえによく知られている法との意味であるが。

さて、公布法の時代を迎えて、穂積はようやく本格的に法の文体を論じうる時点に到達した。すなわち、明治国家が近代国家としての体裁を整えようとするに際して、穂積自身が法典論争の渦中に立ち、そのうえ法典編纂の当事者になったからである。『法律進化論』がこうした立法事業と並行して書かれたものであることを想起するならば、彼の手になる〈法の文体論〉はきわめて実践的な性格を帯びているはずである。

前に『法律進化論』の見取り図を掲げておいたけれども、第三編第六章「法の文体」は、原形論の総括にあたる重要な位置を与えられていた。しかもこれは、穂積陳重が生前に刊行しえた『法律進化論』の実質的に最終の部分となしている。全体の構成からいっても、これにつづく原質論は慣習的規範の理論であり、また原力論は慣習を素材にいわゆる事実の規範力を扱う予定の個所であった。さらに第二部法勢論についてみても、最後の統一論のなかでもう一度〈法の文体論〉が展開された可能性もあるが、それはついに構想の域を出るものではなかった。

したがって、『法律進化論』は遺稿の部分をも含めると、第六章「法の文体」を法の歴史的研究が挟み込むような構造をもつこととなる。穂積は慣習法が成文法になる歴史的過程を法の文体の変遷として叙述し、法典編纂というすぐれて現実的課題に達したところで、再び慣習法の研究に舞い戻ってしまうのである。これはいかにも奇妙な構造といわねばなるまい。というのも、「法の文体」につづく慣習法論が壮大なる蛇足にもみえてしまうからである。

あえていうならば、『法律進化論』は第六章「法の文体」をもって終わるべきであった。そうすればこの書物は、〈法の進化論〉なる標題にもかかわらず、内容からすれば、むしろ〈法の文体論〉としていっそう多くの読者を獲得したにちがいない。そしてこのことは、穂積陳重も気づいていたのではなからうか。それが証拠に、彼は「法の文体」を書き上げたところでいったん筆を止めたのではなかったか。『法律進化論』が第二冊で中断したのは、必らずしも著者の肉体的衰えによるばかりではない。この書物が実質的に〈法の文体論〉

にはかならない以上、理論的考察はここで終わり、あとは明治国家の立法事業という実践的課題に向かわざるをえなかったのである。

その終わりの始まりともいべき第六章の冒頭で、法の文体に関して穂積はこう述べている。

「法規の成形は、民衆が法なる社会力を認識する媒介である。故に法律の文章用語の変遷は、一国の人民の法的社会力自覚の『メートル』とも謂ふべきものであつて、法文の難易は国民文化の程級を標示するものである。難解の法文は専制の表徴である。平易なる法文は民権の保証である。故に概して之を言へば、法律の文章用語は社会の進歩に連れて難解より平易に赴き、随つて法の認識可能性は文化と共に上進するものである⁴²⁾。」

難解な法文は専制の表徴、平易な法文は民権の保証、と穂積はいう。こうした主張が実際の立法作業においてどの程度実現したかは、はなはだ興味をそそる問題である。彼は単なる書齋の人ではなかった。いわゆる法典論争に際しては、弟の穂積八東に同調はしないまでも、ポアソナードの旧民法典に対して、その施行に反対する立場を貫いた。そして梅謙次郎、富井政章とともに現民法典の起草委員を務めた。第一節の冒頭に掲げた1900年1月1日の回顧は、彼らが範を求めたドイツ民法典の施行を祝うとともに、これに日本民法典起草の苦勞を重ね合わせたものであった。さらにはドイツと日本の二つの法典論争も、二重写しに想起されていたはずである。

だが穂積の立法事業についての詳細は別の機会に譲りたい。ここでは先の引用箇所を著書『法典論』につなげて、法の文体の考察をもう少しつづけてみたい。

著者自身の序によれば、『法典論』はもともと「沿革法理学比較法理学」の観点から法典を論じたものであって、直接には「時事論」のために書かれたものではない。穂積はこのように述べながら、序の最後にこう記している。「唯本書は、読衆諸氏が歴史上の事蹟に徴して、今日国家重要の問題たる法典編纂
42) 同書、300頁。松尾、前掲論文、28頁参照。

論に対し、公平無私の断案を下すの原料とならん事を庶幾ふに在るのみ」と。これが書かれたのは、1890（明治23）年2月のことである⁴³⁾。

これによって『法典論』の意義はおのずから明らかとなる。すなわち、この書物は第一に穂積による歴史法学研究の所産であり、第二に彼自身の法典編纂論なのである。換言すれば、それは法律進化論と法典編纂事業の接点に位置する。実際、穂積は『法典論』の出版を機に、民法典の編纂作業に関わっていった。

穂積陳重が『法典論』を出版した明治23年は、ボアソナード起草の民法典が完成し、この施行の是非をめぐる一大論争が法学界全体を巻き込もうとした時期であった。ここではその推移については述べないが、たとえば翌24年には穂積八束が有名な「民法出テ、忠孝亡フ」の論を発表している。陳重の立場は八束とは異なって、むしろ冷静な法典論を喚起しようとしたものであったが、それはボアソナード草案に代わる新たな法典を起草すべく、彼を書齋から引き出す契機となった。

とはいえ、穂積陳重の法典編纂事業に立ち入るためにも、『法典論』は<法の文体論>として、まずは『法律進化論』の延長線上で読まれねばならない。法典の編纂について論ずることは、そのまま法の文体について論ずることにほかならないからだ。これは考えてみれば当然のことではあるが、案外見落とされてきた点だと思われる。

『法律進化論』の主要部分は<法の文体論>だといったが、『法典論』はその全体がそうだといってよい。これは五編からなっており、その標題のみを示せば、緒論につづいて、法典編纂の目的、法典の体裁、法典編纂委員、法典編纂の手続、という順序で構成されている。

たとえば、第三編「法典の体裁」では、沿革体・編年体・韵府体・論理体という編成の体裁が紹介される。沿革体とは法規を発生 of 順序に並べたもの、編年体は発布の順序に並べたものである。さらに韵府体とは、法規の鍵言葉に着目してこれを国字の順序に並べたものをいい、論理体とは法規の論理的分類法

43) 穂積陳重『法典論』復刻版，信山社，1991年，頁なし。

によって、つまりは法学の体系にしたがって並べたものをいう⁴⁴⁾。

詩体法や絵画法に魅力を感じながらも文字法を選んだ穂積は、同様にしてここでも韻府体などではなく論理体を選択する。そのかぎりでは彼は歴史にではなく現在に立脚している。とはいえ、穂積の関心は、法を表現する文体のわかりやすさに一貫して向けられていた。彼は『法典論』であらためて「法典の文体」を述べるに際して、ペンサムを援用しながら、法典の価値はその文章用語によって定まることを強調している⁴⁵⁾。

最後に、終生〈法の文体〉にこだわった穂積自身の文体はどうであったか。彼の文章は、百年も以前の明治人が書いたとは思えないほどに、言葉づかいも文の運びも非常にわかりやすい。穂積の文章の読みやすさは、推敲に推敲を重ねた結果であり⁴⁶⁾、また文章がきわめて論理的に組み立てられていることによるだろう。さらにその論理的体系を飽きさせないのは、これが歴史的資料によって幾重にも裏打ちされているからにはほかならない。

1900年の大晦日の歌にもあるように、穂積は二十世紀のサヴィニーたることを自認していた。サヴィニーの歴史法学は歴史と体系の交差するところに樹立されたが、穂積陳重の進化論的法学も、同じ意味でひとつの歴史法学であった。孫の重行の言葉を借りれば、それは「歴史法学的な認識と論理的・体系的な立法との結合」を標榜するものであったからだ⁴⁷⁾。そして歴史と論理の交わるところに、法の文体論が置かれていたのである。

44) 同書、105頁以下。

45) 同書、182頁以下。

46) 穂積重遠「著者としての穂積陳重」71頁以下、72頁以下。福島「解説」、『統法窓夜話』360頁参照。

47) 穂積重行「穂積陳重とドイツ法学」77頁。